

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(六件)	(都市計画課)	一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	(同)	二
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	三
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	三
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	三
○教育委員会定例会の開催		四

告 示

○宮城県告示第六百四十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五二一〇〇二五九	すてっぷ	放課後等デイサ	特定非営利活	平成二十五年

○宮城県告示第六百四十五号

岩沼市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 玉浦西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十六号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 花測浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十七号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 葛蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

岩沼市たけくま二丁目一〇ビル
目二十二番十号動法人ひよこ
七月一日

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百四十八号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地画整理事業

2 名称 代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百四十九号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地画整理事業

2 名称 代ヶ崎浜B地区被災市街地復興土地画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地画整理事業

2 名称 石巻市湊西地区被災市街地復興土地画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 泉中央地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十二号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地画整理事業

2 名称 石巻市新門脇地区被災市街地復興土地画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

村田町小谷地土地区画整理組合

二 事務所所在地

柴田郡村田町大字村田字迫六番地

三 設立認可の年月日

平成十三年十二月六日

四 変更認可の年月日

平成二十五年七月三日

○宮城県告示第六百五十五号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表株式会社みずほ銀行の項中

東京都千代田区内幸町一丁目一番五号

を

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

に改め、同表株式会社みずほコーポレート銀行の項を

削る。

附 則

この告示は、平成二十五年七月九日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の規定は、同月一日から適用する。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

東松島市牛網字下江戸原三十五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市牛網字下江戸原三十六番地一
黒澤 章市

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

黒川郡大衡村大衡字五反田四番四十六並びに四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

番十二、四番八十三の各一部
黒川郡大衡村大衡字大童五十番地二
奥山 喜一

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

黒川郡大衡村松の平二丁目二十一番及び二十二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区上杉一丁目二番三
宮城県土地開発公社

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年七月九日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日時 平成二十五年七月十六日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

- 1 宮城県教育委員会委員の辞職の同意について
- 2 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について
- 3 職員の仕事について
- 4 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について
- 5 宮城県社会教育委員の人事について
- 6 宮城県美術館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二一―三六一一）